

被災された方から住宅の修理を依頼された 修理業者の皆様へ

令和8年熊本地震における被災した住宅の応急修理制度について

この制度は、災害のため住家被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分について、市町村が応急的な修理を行い、元の住家に引き続き住むことができるようにする災害救助法に基づく制度です。

修理業者の皆様へお願いします

- ・被災を受けた方には、応急修理制度について知らない方がいるかもしれません。その場合は、必ずこの制度をご案内ください。
- ・住宅の応急修理制度は、引き続き住むことを前提としており、工事完了後に「安全・安心に住める住宅」になるよう建築の専門家として被災者に十分説明をしながら打ち合わせを行ってください。

1 対象者

- ・「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」若しくは「準半壊」の住家被害を受け、応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれること。

2 基準額

- ・1世帯あたりの限度額は以下のとおりです。

(1) 全壊、大規模半壊、中規模半壊、又は半壊の被害を受けた世帯	757,000 円以内（消費税込み）
(2) 準半壊の被害を受けた世帯	367,000 円以内（消費税込み）
- ※ 同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯当たりの額以内になります。
- ただし、世帯ごとに必要最小限度の部分が異なる場合には、世帯ごとに対象部分を判断することになり、世帯ごとに1世帯あたりの額以内になります。

3 応急修理対象工事の注意点

- ・対象となる部分は、日常生活に最低限必要となる「居間、寝室、炊事室、便所、浴室、**これらをつなぐ廊下等**」です。※納戸や客間、使用していない部屋は対象外
- ・畳やフローリング、壁紙など、仕上げのみの交換は対象外です。
- ・床下地の修理に併せて交換する畳やフローリング、壁の修理に併せて交換する壁紙については対象となります。
- ・家電製品は対象外です。

- ・壊れた衛生設備の交換の際、明らかなグレードアップになるものは対象外（被災者負担）になります。**（給湯器等破損した設備の品番を写真等で記録しておいてください。）**

※詳細については、**別紙 1**「住宅の応急修理にかかる工事例」を参照してください。

4 手続きの流れ（**別紙 2** の「図 1 住宅の応急修理の手続き及び流れ」を参照）

見積り

- ・被災者と打合せを行い、応急修理制度を利用し修理することになった場合は、「**修理見積書（様式第 3 号）**」の作成が必要です。**内訳の詳細がわかる資料（※修理業者指定の様式で可）を添付**し被災者の方にお渡しください。
- ・修理見積書（様式第 3 号）については、**消費税込金額**での記載になりますので、税抜金額で記載されないようお気をつけください。
- ・市町村で被災者からの申込書類の提出後、修理見積書記載の工事対象内外について、市町村の担当者から確認がある場合があります。
- ・見積金額（応急修理分）に記載の金額が、市町との契約金額になります。
それを超える被災者負担分については、被災者と 2 者間で契約いただき、被災者から支払いを受けていただくことになります。

契 約

- ・被災者から申込書類を受付けた後、市町から修理業者に対し「応急修理依頼書」を発行します。
- ・応急修理依頼を受け、「請書」を作成し市町に提出してください。

支払い

- ・応急修理が完了したら速やかに「**工事完了報告書**」を市町にご提出ください。
- ・修理見積書（写）と**工事写真（施工前、施工中、施工後）の添付**が必要です。
- ・市町村での完了検査後に「請求書」を受領し、市町から支払うことになります。

5 対象市町

- ・この制度の対象となる市町村は、災害救助法の適用を受けた以下 20 市町村です。
八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町

【問い合わせ先】

被災者が被災時にお住いの市町村 または
熊本県健康福祉政策課 地域支え合い支援室
電話：096－333－2819